

さいたま市災害廃棄物処理計画(改定版)

災害廃棄物の迅速・円滑かつ適正な処理の推進に向けて

令和5年3月

概要版



平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災における災害支援

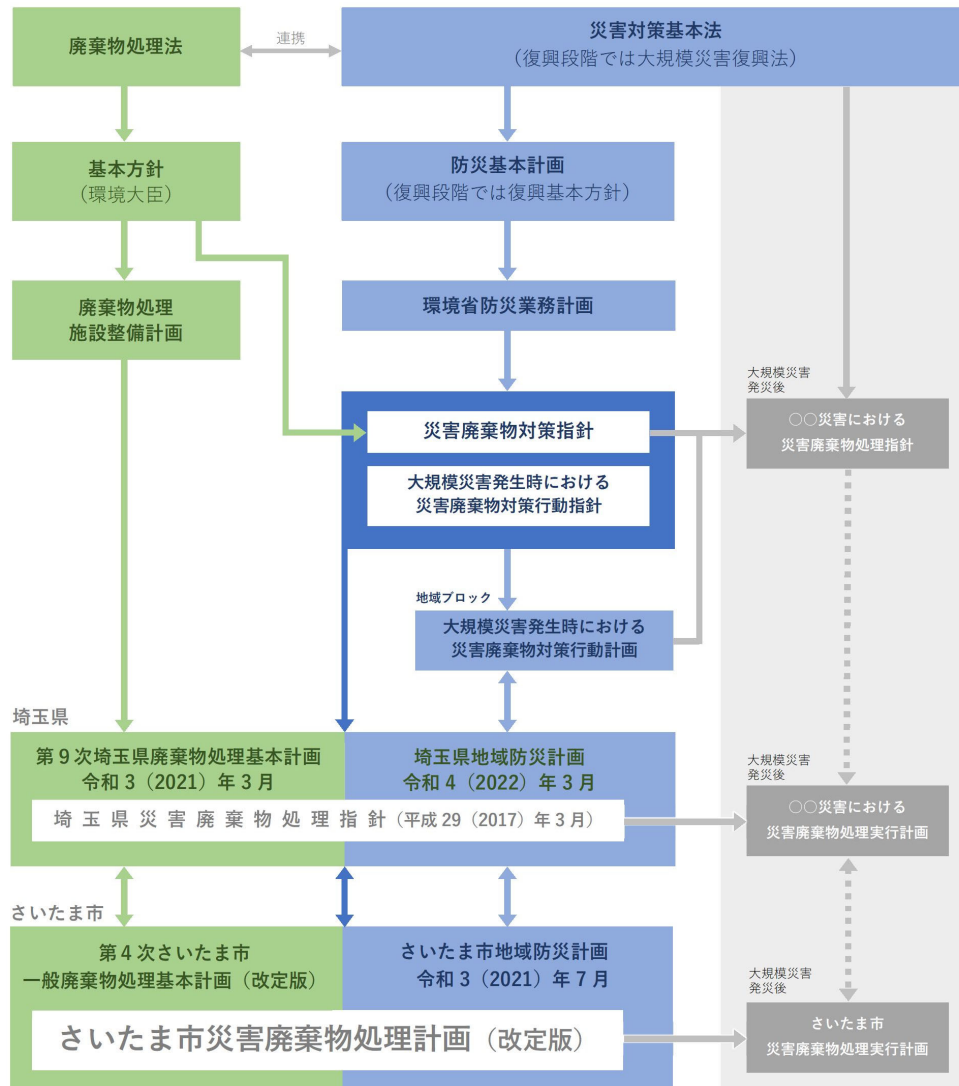
さいたま市災害廃棄物処理計画とは

計画改定の目的

本計画は、迅速・円滑かつ適正に災害廃棄物処理を推進できるよう、発災後の対策に加え、発生前から事前に備えておくべき事項等を定めたものです。

- 平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災をはじめ、相次ぐ自然災害によって膨大な災害廃棄物が発生しており、平成25（2013）年12月に中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループにおいて「マグニチュード7クラスの地震がどこでも起こりうる」と発表していることから、大規模災害に備えた廃棄物処理体制の確保は喫緊の課題です。
- 被災地における公衆衛生の確保・生活環境の保全、早期の復旧・復興を実現するため、関連指針・計画等と整合を図りつつ、地域防災計画を補完するものとして、平成30（2018）年3月に「災害廃棄物の迅速・円滑かつ適正な処理の推進にむけてさいたま市災害廃棄物処理計画」を策定しています。
- 本市は、令和元（2019）年10月の令和元年東日本台風（台風第19号）や令和2（2020）年8月の大宮地区の集中豪雨災害を経験し、それら災害への対応経験をえました。また、令和3（2021）年7月には「さいたま市地域防災計画」（以下、「地域防災計画」という。）が改定されています。そこで、地域防災計画との整合を図るとともに令和元年東日本台風（台風第19号）や大宮地区の集中豪雨災害における経験を踏まえて、平成30（2018）年3月に策定された「さいたま市災害廃棄物処理計画」を改定するものです。

計画の位置付け



資料 大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（環境省 平成27（2015）年11月）を基に作成

過去の災害における事例

地震等の災害によって発生する廃棄物のイメージ

木くず



コンクリートがら等



金属くず



もえるごみ



不燃物



片付けごみ



腐敗性廃棄物



廃家電等



廃自動車等



有害物質含有廃棄物等 (例)



その他、適正処理困難物 (例)



資料 廃石綿やP C B廃棄物が混入した災害廃棄物について | 環境省

熊本地震における災害廃棄物対策について | 環境省関東地方環境事務所

中部ブロック大規模災害時の廃棄物処理セミナー (宮城県) | 環境省中部地方環境事務所

H27年台風18号に係る災害廃棄物処理の現地調査報告 (速報) - 茨城県常総市について (2015年9月14日時点) - | 国立研究開発

法人国立環境研究所 災害廃棄物プラットフォーム

計画改定のポイント1/3

■ 改定ポイント① 過去の災害における本市の事例を盛り込む

■ 本市の事例① 令和元年東日本台風（台風第19号）

- 令和元年東日本台風（台風第19号）は、令和元（2019）年10月12日19時頃に伊豆半島付近に上陸し、その後関東地方の平野部を縦断しながら、13日未明には福島県沖の太平洋を抜け温帯低気圧に変わりました。
- 本市内でも大量の雨が降り、12日の総雨量は観測史上最大の約290mmを観測しました。
- 河川水位が上昇し、氾濫の恐れが生じたことから12日17時30分に「入間河川流域」、同日18時30分に「鴨川・鴻沼川流域」に避難勧告（警戒レベル4）、13日3時5分「荒川流域」に避難指示（緊急）（警戒レベル4）を発令しました。
- 本市では、令和元年東日本台風（台風第19号）最接近の2日前となる10日から避難所の事前開設について広く周知し、198箇所の避難所を12日10時に開設、自主避難者の受入を行いました。
- 東松山市では、11日の降り始めから同13日までの累計で白山中学校及び高坂観測所の312mmが最大雨量であり、12日11時30分に避難所を開設しました。

◆ 災害ごみの処理

- 環境局は、床上浸水などにより被災した大型の災害ごみについて、各家庭からの戸別収集を実施し、令和元年東日本台風（台風第19号）通過直後の13日から受付を開始しました。また、14日から戸別収集を開始し、住民自らが環境センターへ直接搬入した際は、無料での受け入れを行いました。
- 本庁職員も加わって収集体制を強化し、19日には受け付けた災害ごみの処理をほぼ終わらせました。その後受け付けた分については、戸別収集を実施し、10月末までに353件の収集を行いました。

◆ 職員の派遣

- 令和元年東日本台風（台風第19号）によって被害を受けた東松山市に対し、24日から31日、11月11日から22日、12月3日から14日にかけて、事務職員6人（延べ人数）、災害廃棄物仮置場作業員17人の職員を派遣し、東松山市民が仮置場に自己搬入してきた災害ごみの受入れ、荷下ろし、誘導等の作業を行いました。



資料 さいたま市WEBサイト

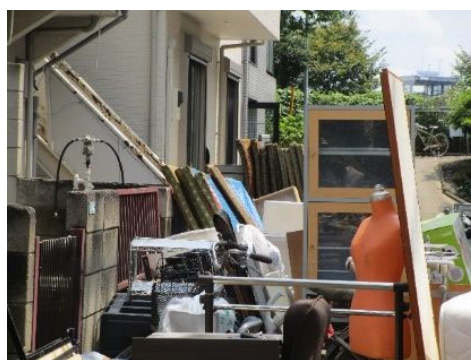
◆ 災害から得た教訓

- 被災状況により災害廃棄物の処理体制を決定するため、時期に応じた被災状況の把握が必要になります。
- 通常の収集と並行して、災害廃棄物の収集に対応する必要があり、また、被災した量は水分を多く含んでいたため、収集運搬に多くの人員や車両が必要となりました。そのため、受入体制及び収集運搬体制を整えておく必要があります。
- 緊急時に迅速な対応を取るために、関係行政機関、廃棄物処理業者等の民間事業者等の各主体との連絡体制を構築しておく必要があります。
- 仮置場への災害廃棄物の搬入は、おおよそ分別されて行われていたが、一部家電リサイクル品目や危険物等も搬入されていたことから、仮置場の管理・運営に必要な人員を確保する必要があります。また、今回以上に被災した場合、長期化することが必至であり、通常業務と並行した対応が難しくなることから、支援要請の検討を含め、仮置場の管理体制を構築していく必要があります。

計画改定のポイント 2 / 3

■ 本市の事例② 大宮地区の集中豪雨

- 令和2（2020）年8月12日、大雨洪水警報が発令されました。浦和区内に設置した雨量計では、既従最大雨量である94mm/hの雨量を観測しました。
- 13日13時、前日の集中豪雨により大宮地区の住宅が一時浸水し、市民から大量の廃棄物が発生するとの連絡がありました。15時30分に市職員による現場確認を行い、広範囲に水没跡があり大量の廃棄物が発生することから、臨時収集を行うことを決定しました。
- 14日9時30分、本庁職員5名、清掃事務所職員10名、パッカー車4台体制で収集を開始。午前2回、午後2回収集を行い、30トン弱の災害廃棄物を収集してクリーンセンター大崎へ搬入しました。16時30分作業を終了。一部廃棄物が残り、今後も搬出が見込まれることから臨時収集を継続することとしました。
- 17日、清掃事務所が災害廃棄物の排出状況に応じて収集体制を維持し、24日に収束しました。



■ 本市の事例③ 千葉県館山市の災害（災害派遣）

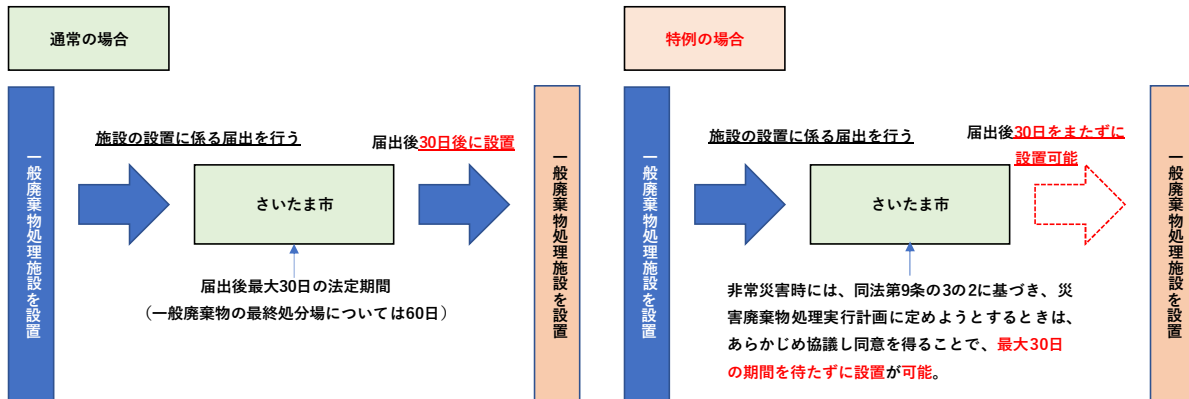
- 令和元年房総半島台風（台風第15号）は、令和元（2019）年9月9日2時30分ごろ観測史上2番目となる最大瞬間風速48.8m/sを記録し、猛烈な風による建物損壊、停電や断水、通信障害などが発生し、市内全域が甚大な被害を受けました。
- 最も大きな被害は暴風による家屋の屋根材飛散の被害であり、海岸に面した地区が特に甚大で、館山市全体では6,000棟を超える被害を受けました。
- 本市では、令和元年房総半島台風（台風第15号）で被災した館山市へ、10月7日から11日にかけて災害廃棄物の収集等のため職員を派遣しました。
- 2tダンプ3台、作業担当職員30人（延べ人数）、管理者5人（延べ人数）の資機材及び市職員を派遣し、各戸の庭先に積まれている災害ごみを分別し、仮置場までの収集運搬を行いました。



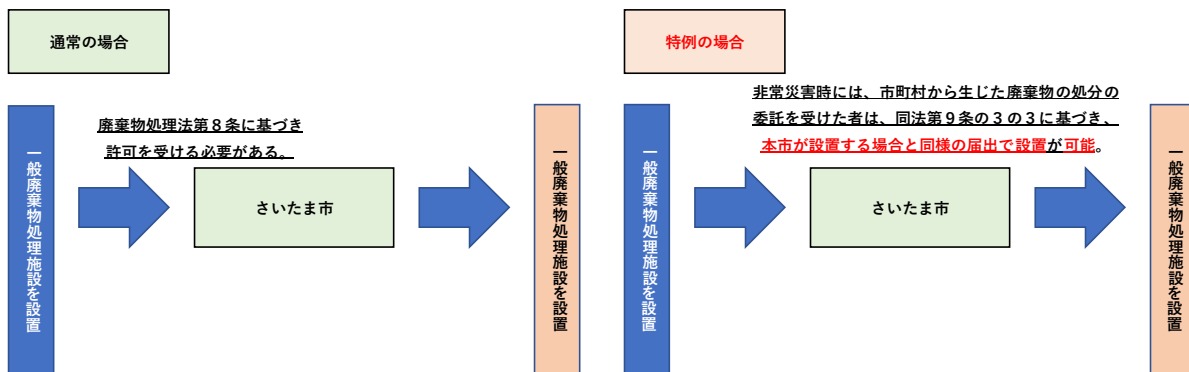
計画改定のポイント3/3

改定ポイント② 廃棄物処理法の特例制度を盛り込む

市町村による非常災害時に係る一般廃棄物処理施設の届出の特例（廃棄物処理法第9条の3の2）



市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例（廃棄物処理法第9条の3の3）



非常災害時に特例を適用できるように条例を制定（改正条例案は令和5（2023）年度上程予定）しておくことで、非常災害時の災害廃棄物の迅速な処理に備えることができます。

産業廃棄物処理施設の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例（廃棄物処理法第15条の2の5第2項）

- 本市域の産業廃棄物処理施設の設置者は、当該施設において産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を処理する場合、本市に届出を行うことで、当該施設を一般廃棄物処理施設として設置することが可能。
- 通常であれば事前の届出が必要であるが、**非常災害のために応急措置**として、事後の届出が足りることとされているため、本特例を活用することにより、**既存の産業廃棄物処理施設を迅速に活用**することが可能。
- なお、特例の対象となる一般廃棄物は環境省令により定められているが、この中には安定型最終処分場での処分は含まれていない。

産業廃棄物処理の委託に関する特例（廃棄物処理法施行令第4条）

- 通常、一般廃棄物の処理の委託を受けた者は、再委託を行うことは禁止されているが、非常災害時には、**本市が処理を委託する場合に限り、一定の基準を満たせば再委託可能**。
- 本特例により、**元請事業者一社との契約で、下請け業者に災害廃棄物の収集運搬及び処分を委託**することが可能となる。

改定ポイント③ 環境部災害対応マニュアルの見直し

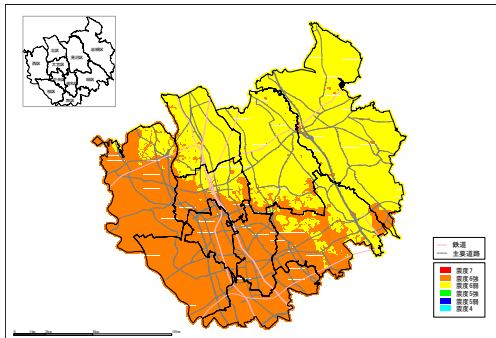
- 本計画の改定を行うにあたって、市地域防災計画や本市環境部災害対応マニュアルとの整合を図ることにより、環境部が迅速に対応できる体制を構築します。

対象とする災害及び被害の様相

対象とする災害

- 本計画において対象とする災害（震災）は「さいたま市直下地震」（マグニチュード7.3 冬18時 風速8m/s）で、市内全域が震度6弱以上の揺れ、特に南西地域は震度6強以上です。
- 本計画において対象とする洪水被害想定は「地域防災計画」に示されている、本市で示された被害想定調査（平成26（2014）年3月）から、荒川、利根川、江戸川、芝川・新芝川、綾瀬川・元荒川・大落古利根川・新方川、鴨川・鴻沼川の6つの対象河川における洪水被害です。

※ さいたま市直下地震における地震動分布図



被害イメージ

※ さいたま市直下地震における被害想定

人的被害		
死者	負傷者	重傷者
2,040人	8,150人	1,400人
建物被害		
全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数
17,505棟	54,444棟	44,900棟

※ 洪水被害想定

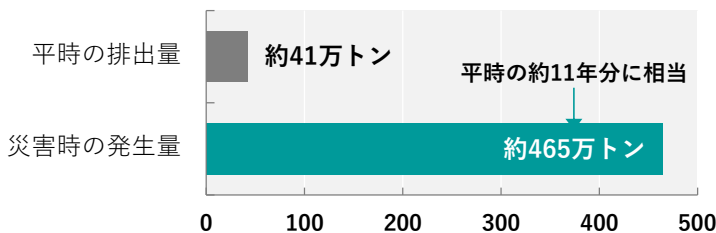
河川名	浸水建物棟数（棟）			被災人口（人）		
	計	床下	床上	計	床下	床上
荒川	88,680	21,005	67,675	337,681	69,259	268,422

資料 さいたま市地域防災計画（令和3（2021）年7月）

災害によって発生する廃棄物

地震等の災害によって発生する廃棄物

- 損壊家屋等の撤去等に伴い、約465万トン（平時の約11年分に相当）の廃棄物が発生するため、広域連携による迅速・円滑かつ適正な処理が必要です。



備考 「平時の排出量」
→本市の一般廃棄物総排出量 | 令和3（2021）年度
「災害時の発生量」
→「損壊家屋等の撤去等に伴い生じる廃棄物」の合計量

地震等の災害によって発生する廃棄物の例



被災者や避難者の生活によって発生する廃棄物

- 発災後は、普段と同様に排出される生活ごみのほか、市内の避難所からは避難所ごみが発生します。
- 上下水道の被害や停電等の影響により、仮設トイレ等を利用する市民が増えることから、し尿処理量が平時の4.5倍となる見込みです。

処理の基本方針

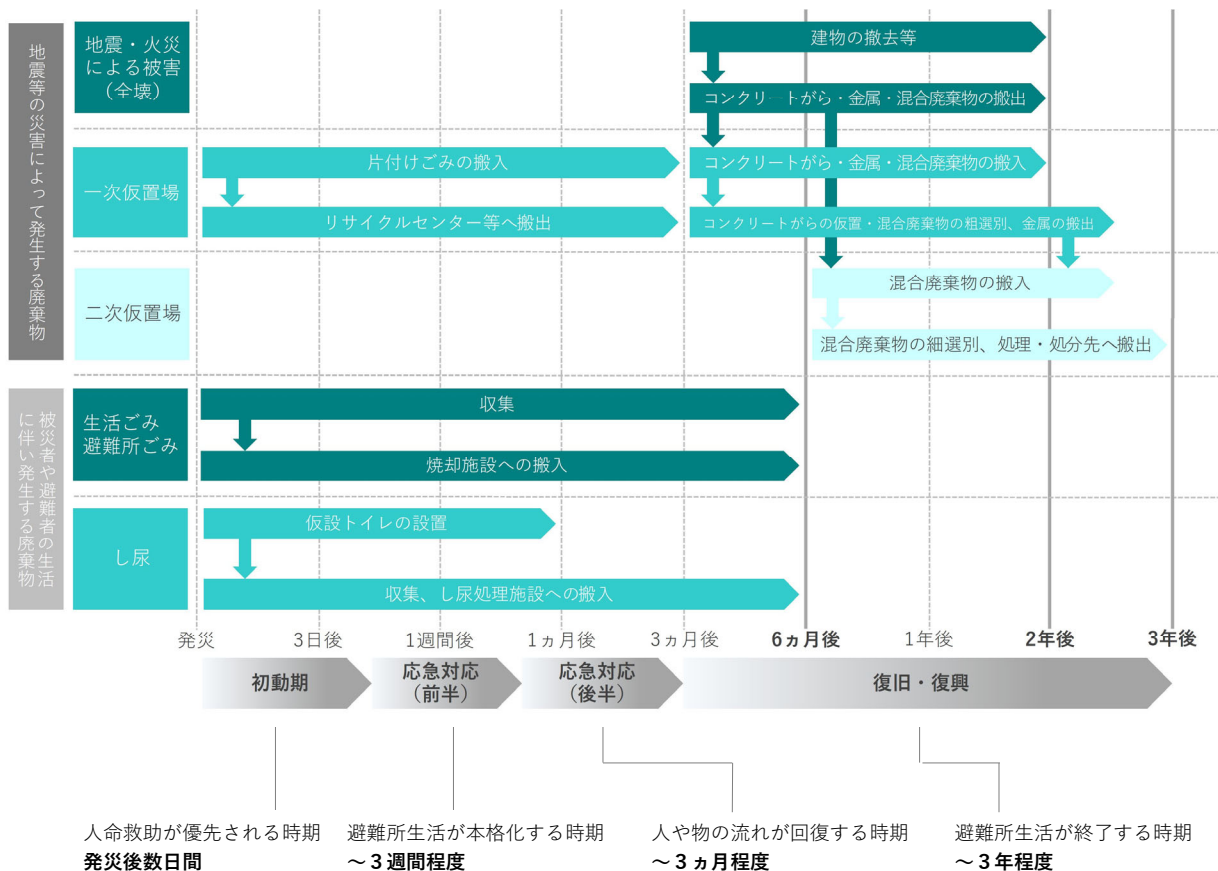
- 災害廃棄物等の処理に関する基本方針を以下のとおり定めます。
- 本計画に基づく対応だけでは**処理が長期化する等の支障が生じるおそれのある場合は**、埼玉県と協議・調整の上、以下の方針を踏まえ、処理スケジュール等を具体的に示した「**災害廃棄物処理実行計画**」を策定し、迅速・円滑かつ適正な災害廃棄物処理に努めます。

処理の基本方針

- | | |
|---------------------|---------------|
| ① 安全の確保 | ④ リサイクルの推進 |
| ② 住民や事業者との密な連携による処理 | ⑤ 目標期間内での処理 |
| ③ 環境に配慮した処理 | ⑥ 合理的かつ経済的な処理 |

処理スケジュール

- 発災後は、早期に一次仮置場を確保し、各家庭等から排出される片付けごみ等を搬入するとともに、生活ごみ・避難所ごみ・し尿処理を早期に開始します。
- 処理期間は**発災後3年間**を目標とします。

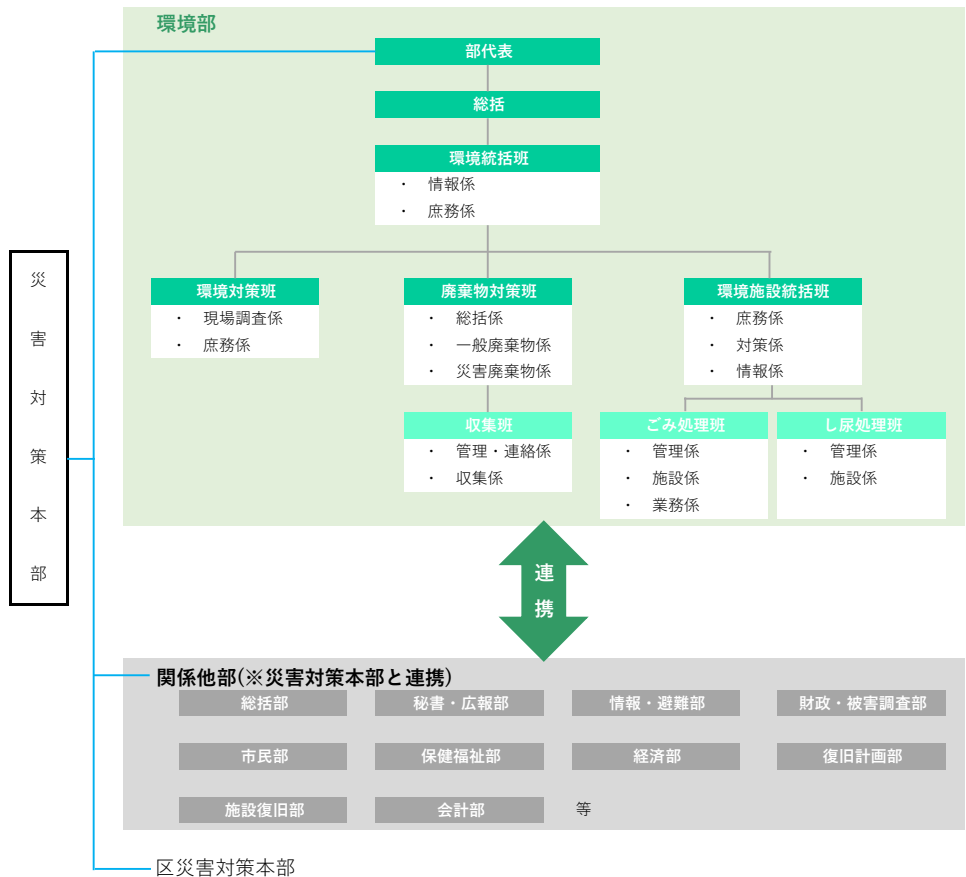


注) 洪水被害は、処理期間について発災後1年間を目標とします。

処理体制

組織体制・指揮命令系統

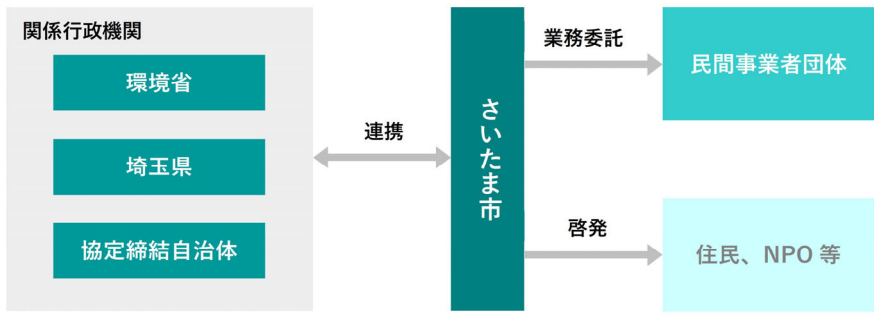
☐ 発災後は、災害対策本部の下に以下の組織体制を速やかに確立します。



備考
 関係他部は、本計画において関連する部を記載しています。災害対策本部に組織される部としては、上記以外に以下の部があります。
 スポーツ文化部、子ども未来部、消防部、水道部、教育部、協力第一部、協力第二部、協力第三部、協力第四部、協力第五部

各主体との連携

- ☐ 関係行政機関や民間事業者等、各主体との連携を図りながら、災害廃棄物の処理の迅速・円滑かつ適正な処理の推進に努めます。
- ☐ 災害時に住民や事業者が必要とする情報（ごみの排出・収集方法、仮置場の開設・閉鎖、処理施設の稼働状況等）について、様々な媒体を活用して周知・広報を行い、住民や事業者との協力体制を確立します。
- ☐ また、住民や事業者が災害時の廃棄物やその処理に関して知識を醸成できるよう、平時から積極的に普及啓発を行います。

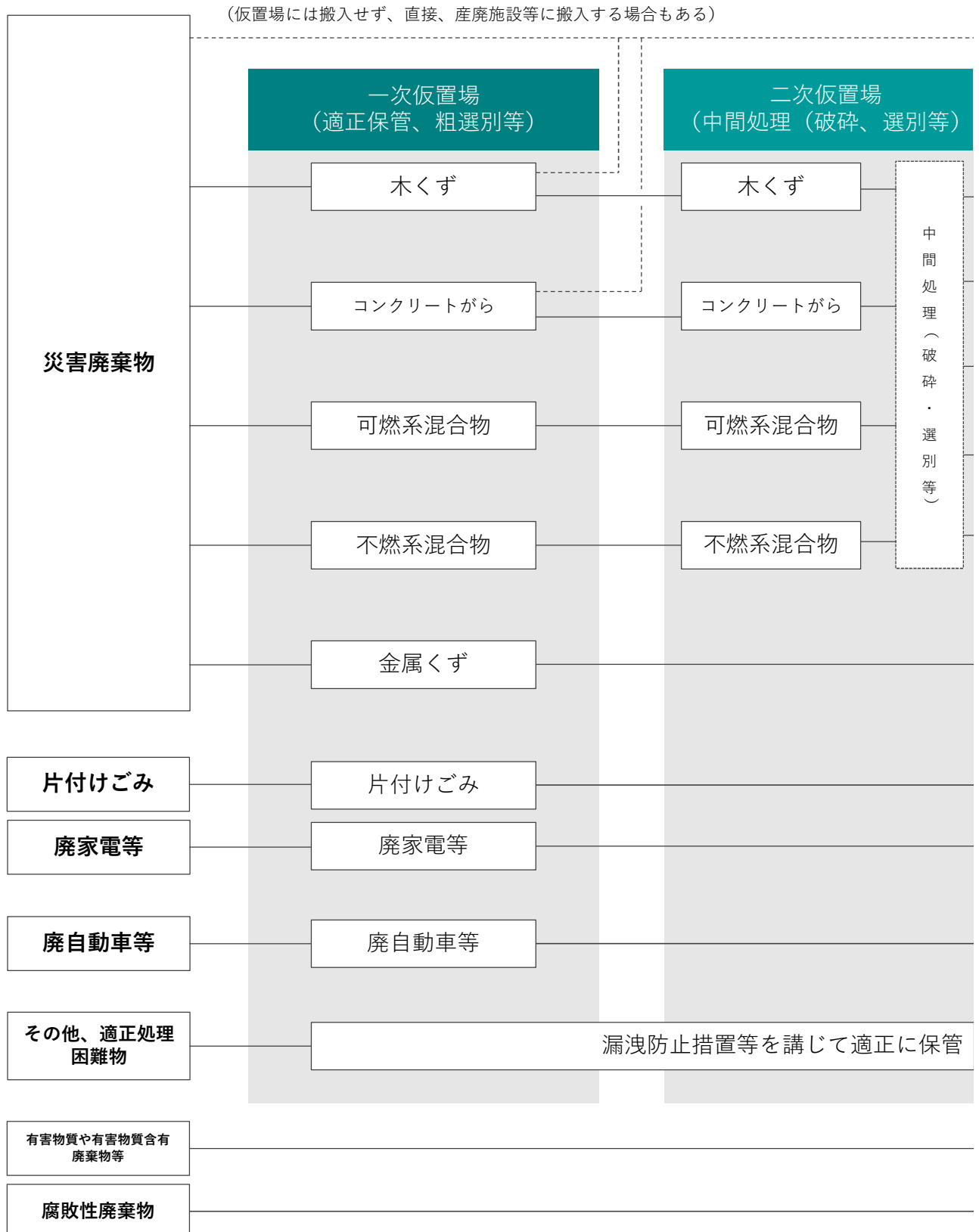


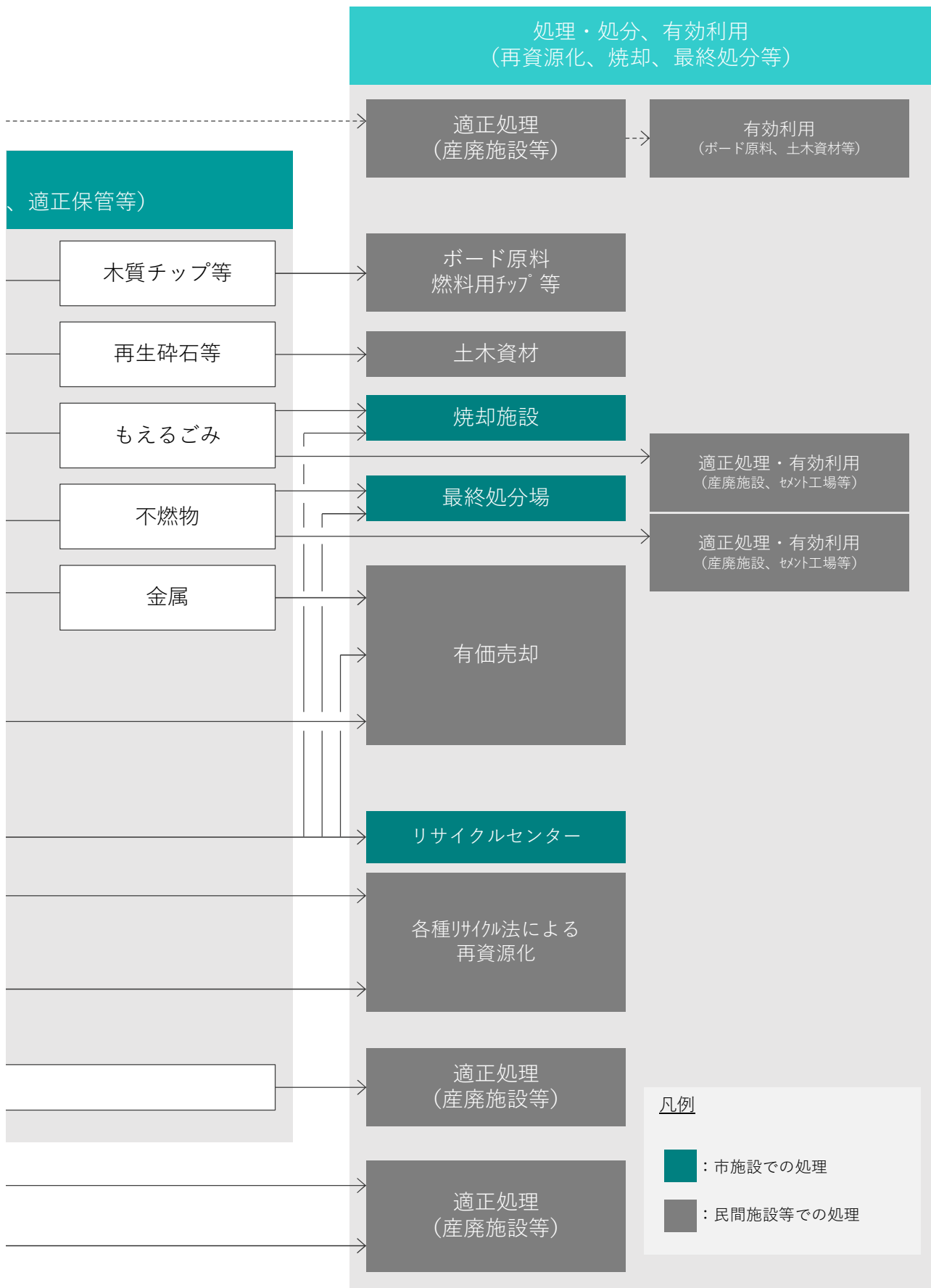
市民・事業者の皆様へのお願い

- ☐ 必要な情報は様々な媒体を活用して周知・広報します。その情報に基づき、分別排出にご協力をお願いします。
- ☐ 災害時でも不法投棄や野焼きは禁止です。ごみ出しルールを守ってください。

処理フロー

- 地震等の災害によって発生する廃棄物の処理フローは以下のとおりです。
基本的に二次仮置場において細選別を行う等、可能な限り再生利用に努めるものとします。





災害廃棄物の処理

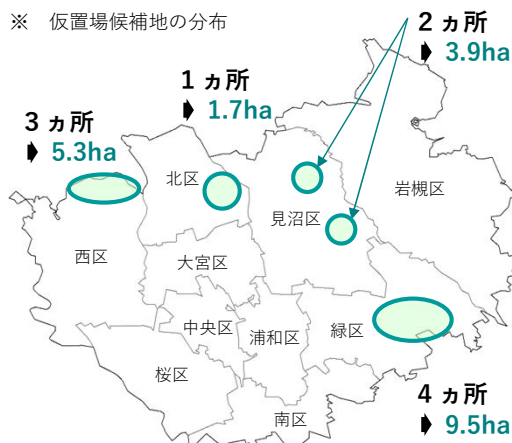
仮置場

- 収集運搬、処理の準備が整うまでの間、仮置場で一時的に廃棄物を保管します。仮置場での保管にあたっては、廃棄物の種類ごとに分別した仮置き・保管を徹底します。
- 仮置場は、市内10か所を候補地としていますが、現候補地だけでは仮置場が不足するため、平時より仮置場の候補地を調査・選定しておく必要があります。

仮置場必要面積 | 約38.8ha

仮置場候補面積 | 約20.4ha ⇒ 約18.4ha不足

※ 仮置場候補地の分布



一次仮置場の管理（過去の災害における効果的な事例）

- 熊本地震の被害を受けた益城町では、一次仮置場の搬入口に手作り看板を設置したことで、比較的早期に分別作業を開始することができました。

備考：益城町における災害廃棄物処理の概要について



処理・処分

- 損壊家屋等の撤去に伴う廃棄物の発生量（約465万トン）に対して、本市の処理施設だけでは処理できないため、広域連携の視点から処理に取り組む必要があります。
- 災害廃棄物の処理・処分は、域内（市内）処理を原則としますが、処理が長期化する場合等は埼玉県と調整し、県内処理により災害廃棄物処理を進めます。また、県内処理を行っても処理が長期化する場合等は埼玉県や環境省等と調整し、県外処理により災害廃棄物処理を進めます。

市直営施設の処理能力

焼却施設の処理可能量

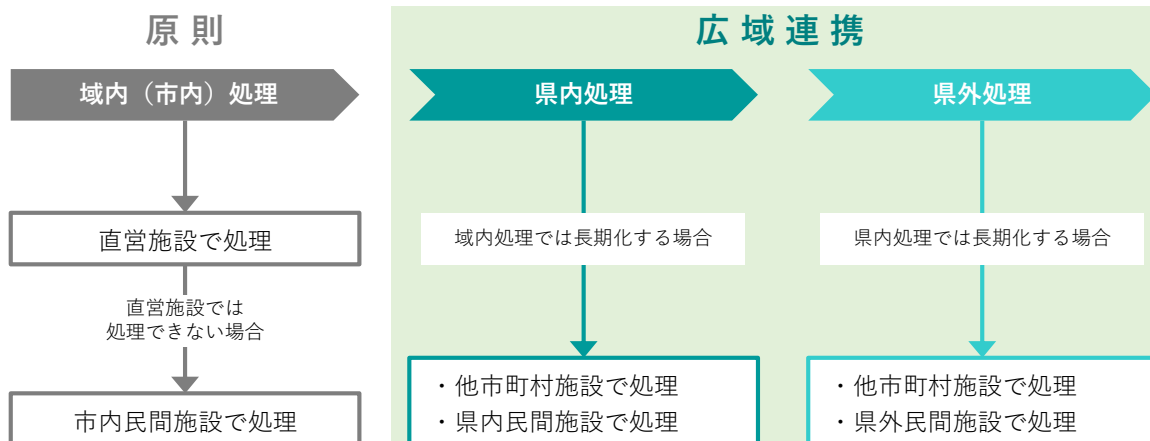
⇒ 約 1.6万トン/年

破碎施設の処理可能量

⇒ 約 0.4万トン/年

最終処分場の残余容量

⇒ 約 7万m³



発行 令和5（2023）年3月

編集 さいたま市 環境局 資源循環推進部 資源循環政策課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

TEL 048-829-1338

FAX 048-829-1991

E-mail shigen-junkan@city.saitama.lg.jp